

太陽光発電設備の設置に関する指導要綱が施行されます

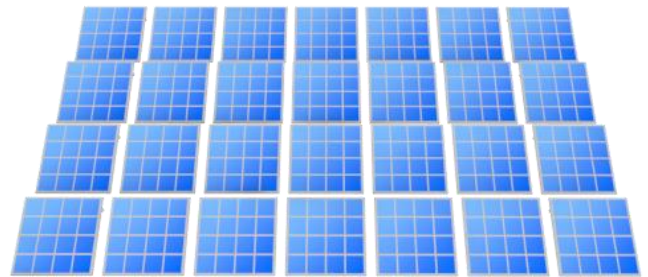
敷地面積が1,000㎡以上、かつ、発電出力が50kW以上の、
土地に自立して設置する太陽光発電設備は、
平成27年10月1日から届出が必要となります

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、現在「上田市開発事業の規制に関する条例」（以下「開発条例」という。）により、都市計画区域内で、敷地面積が3,000㎡以上の設備について、届出が必要な開発行為として取り扱っています。

しかし、太陽光発電設備は、山林や農地に設置されるケースが多く、また敷地面積が3,000㎡未満であっても、その立地によっては、周囲の環境に影響を及ぼすおそれがあり、地元住民とのトラブルに至るケースもあります。

市ではこれらの課題に対応し、秩序ある開発行為を促すため、現開発条例を補完する形で「[上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱](#)」（以下「指導要綱」という。）を平成27年10月1日より施行することといたしました。

これにより、[市内全域で実施される](#)、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、[敷地面積が1,000㎡以上、かつ、発電出力が50kW以上の設備について、指導要綱の基準に沿って計画していただくことになり、届出が](#)



[必要な開発行為となります。](#)なお、対象となるのは、[平成28年1月1日以降に工事着手する開発行為](#)ですが、設置の条件により、届出の基準、技術基準等が異なりますので、太陽光発電設備の設置を計画されている方は、早めにご相談ください。

※建物の屋根に設置する太陽光発電設備は対象外です。

お問い合わせ先

上田市都市建設部都市計画課

(上田市役所 本庁舎4階)

☎ 0268-23-5127